

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

のご案内

1. 支給対象者

（※ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く）

申請が必要な方

窓口または郵送にて申請書をご提出ください。

■以下の①②のいずれかに該当する方

- ①公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（令和3年中の収入額が基準未満の方）
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となった方

申請期限：令和6年2月29日【消印有効】

申請が不要な方

令和5年3月分の児童扶養手当受給者

⇒個別通知を送付しております。届いていない場合はお問い合わせください。

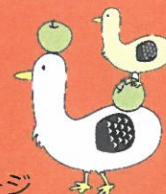
2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

◆松戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

0120-018-011（受付時間：平日9:00~17:30）

<提出先> 271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室



松戸市ホームページ